

一般社団法人全日本学生バドミントン連盟

定 款

一般社団法人全日本学生バドミントン連盟

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全日本学生バドミントン連盟と称し、英語では、Japan Intercollegiate Badminton Federation（略称 JIBF）と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全国の学生バドミントン団体を統轄し、学生バドミントンの普及・発展、振興及び競技力向上を図るとともに、バドミントンを通して学生の心身の健全な発達及び我が国のバドミントンの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生バドミントン大会の企画、運営及びその開催に関する事業
- (2) 学生バドミントンの普及・発展、振興及び競技力向上に関する事業
- (3) 学生バドミントンの国際大会に派遣するチームの編成並びに当該チーム及び選手の派遣に関する事業
- (4) 学生バドミントンの指導者、審判員及び記録員等の育成に関する事業
- (5) 学生バドミントンに関する研究・調査の推進
- (6) 学生バドミントンに関する講演会・講習会等の開催
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第5条 次の各地区の学生バドミントン連盟（以下「地区学連」という。）を、この法人の加盟団体とする。

- (1) 北海道学生バドミントン連盟：北海道地区
 - (2) 東北学生バドミントン連盟：東北地区
 - (3) 関東学生バドミントン連盟：関東地区
 - (4) 中部学生バドミントン連盟：中部地区
 - (5) 関西学生バドミントン連盟：関西地区
 - (6) 中・四国学生バドミントン連盟：中・四国地区
 - (7) 九州学生バドミントン連盟：九州地区
- 2 地区学連は、各地区における学生バドミントン競技団体をそれぞれ統轄する。
 - 3 地区学連は、その会長（又はそれに準ずる者）及び委員長を、この法人の会長に届け出なければならない。
 - 4 地区学連の組織等に関する事項は、理事会において別に定める。

第4章 会員

（法人の会員）

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 団体正会員 地区学連に属し、この法人の目的に賛同して入会した大学、文部科学省令に定める短期大学及び省庁立大学校において公認されたバドミントン競技団体（部）
 - (2) 個人正会員 地区学連に属し、この法人の目的に賛同して入会した前号の団体に属する個人
- 2 会員の資格、入退会手続、会員が支払う会費等については、社員総会において別に定める。

第5章 社員

（入社）

第7条 第5条第3項の定めに従い、この法人の会長に対して届出がなされた地区学連の会長（又はそれに準ずる者）及び委員長を、この法人の社員とする。ただし、委員長については、個人正会員である者に限る。

（退社）

第8条 社員は、会長に退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（社員の資格喪失）

第9条 社員は、次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 当該社員を除く総ての社員が同意したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 地区学連の会長（又はそれに準ずる者）又は委員長の資格を喪失したとき。

（懲戒）

第10条 社員が次の各号の一に該当したときは、本条第4項に定める決議を経て、その社員を懲戒することができる。

- (1) この法人の定款又は規則その他の規程に違反したとき。
- (2) 法令に違反して、刑罰に処され、又は行政処分を受けたとき。
- (3) この法人の会費等を滞納し、かつ催告を受けてなお納付しないとき。
- (4) この法人又はこの法人の社員としての信用と名誉を傷つける行為をしたとき。
- (5) その他の正当な事由があるとき。

2 懲戒は、次の各号に定める方法のうち、何れかの方法により行う。

- (1) 戒告
- (2) 定款その他の規程により社員に与えられた権利の停止
- (3) 除名（前項第3号に該当する場合を除く。）

3 懲戒は、その事由に該当すると認められた社員に対し、決議の前に、理事会において、十分な弁明の機会を与えなければならない。また、前項第3号に定める方法による場合は、当該社員に対し、社員総会の2週間前までに、当該総会において除名を審議すること、かつ、その決議の前に弁明する機会を与えることを通知しなければならない。

4 懲戒は、第2項第1号又は第2号に定める方法による場合は理事会の決議により、また、同項第3号に定める方法による場合は理事会の決議を経た上、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって、これを決する。

5 会費等の滞納者に対しては、別に規則をもって定める請求手続により催告を行い、催告後1年を過ぎてもなお納入がないときは、第2項第2号に定める方法による懲戒を行う。

6 第4項により懲戒が決議されたときは、会長は、当該社員に対し書面によりその内容及び理由を通知するとともに、理事会において別に定める懲戒処分等の公示に関する取扱細則に従い、所定の事項をこの法人のウェブサイトによって公示しなければならない。

7 本条に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、規則をもってこれを定める。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第6章 社員総会

(社員総会の構成)

第12条 社員総会は、社員をもって構成する。

(社員総会の権限)

第13条 社員総会は、次の事項に限り決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 定款の変更

(3) 社員の除名

(4) 会員の入会の基準及び会費等の金額

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止

(7) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(以下「一般法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第15条第3項の通知に記載又は記録された社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(社員総会の種類及び開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総社員の10分の1以上の議決権を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求が会長にあったとき。

(社員総会の招集及び議長)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長

が招集し、議長となる。

- 2 会長は、前条第3項第2号の請求があったときは、その請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法により、社員総会の日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、法令で定めるところにより、社員総会参考書類及び議決権行使書面を付して社員総会の日の2週間前までに通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく社員総会を開催することができる。
- 5 会長に事故があるときは、常務理事が、理事会が予め決定した順序によって社員総会を招集し、議長となる。

(社員総会の定足数)

第16条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(社員総会の決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは否決とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人、書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第19条 社員総会に出席できない社員は、この法人の理事又は他の社員を代理人として、又は予め通知された事項について書面又は電磁的方法により、その議決権を行使することができる。

2 代理人による議決権の行使は、代理権を証明する書面を、社員総会ごとに提出しなければならない。

3 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、当該記載をした議決権行使書面を、この法人に提出して行う。

4 電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に記載すべき事項を、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、電磁的方法によりこの法人に提出して行う。

5 前二項により行使された議決権の数は、出席した社員の議決権の数に参入する。

(社員総会の決議の省略)

第20条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会の報告の省略)

第21条 理事又は社員が、社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会の議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、会長を除く理事を常務理事とする。

3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

- 4 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等内の親族その他の当該理事と政令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって各々選任する。

- 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、前項で選定された常務理事より、副会長を選定することができる。ただし、副会長は2名以内とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長に就任した常務理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 前項以外の常務理事は、会長及び副会長に就任した常務理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に就任した常務理事に事故があるとき若しくは欠けたとき又は副会長が選定されていないときは、理事会が予め決定した順序によって、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 前二項のほか、常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 6 会長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 必要に応じて理事に対して事業の報告を求めること。
- (4) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する

る定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者の任期又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、第23条第1項に定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 役員は、第13条第1項第1号により、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、社員総会において別に定める基準に従って日当及び旅費を支給することができる。

第8章 名誉会長

(名誉会長)

第30条 この法人に、名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事又は会長の推薦に基づき、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、この法人の理事又は監事としての地位を有しない。
- 4 名誉会長に関する規程は、理事会において別に定める。

第9章 理事会

(理事会の構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則等の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(理事会の種類及び開催)

第33条 この法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当するときに開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事又は監事から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求が会長にあったとき。

(理事会の招集及び議長)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、前条第3項第2号の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
- 5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、常務理事が、理事会が予め決定した順序によって理事会を招集し、議長となる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(理事会の決議)

- 第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の時は議長の裁決するところによる。
- 2 前項に規定する可否同数の時の裁決を除き、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会の報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第6項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も署名又は記名押印する。

第10章 委員会

(委員会)

第40条 この法人の事業遂行にあたり、理事会の決議をもって各種委員会を設置することができる。

2 委員会の組織、運営に関する事項は、理事会において別途定める。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、会長が毎事業年度の開始の日の前日までに作成し、理事会の承認を経て、社員総会にその内容を報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、その承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(会計担当者)

第44条 この法人に会計担当者を置く。

2 会計担当者は、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

3 会計担当者は、必要に応じて理事会及び社員総会に出席するが、議決権はないものとする。

(剰余金の不分配)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 14 章 補則

(委任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。

- 2 この法人の設立時理事、設立時代表理事（設立時会長）及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	北見 正伸
設立時理事	平野 泰宏
設立時理事	渡辺 英次
設立時理事	大束 忠司
設立時理事	有吉 晃平
設立時理事	古財 和輝
設立時理事	井上 翼
設立時代表理事 (設立時会長)	北見 正伸
設立時監事	喜多 努
設立時監事	町並 美保

- 3 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	大束 忠司
-------	-------

設立時社員	井上 翼
-------	------

4 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全日本学生バドミントン連盟設立のため、設立時社員の定款作成代理人である弁護士北村直之は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

令和7年3月26日

設立時社員 大東 忠司

設立時社員 井上 翼

上記設立時社員の定款作成代理人 弁護士 北村 直之